

控室

首都圏大学非常勤講師組合

東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会

TEL 035-395-5255

URL: <http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/>
e-mail: sida@union-kk.com〒170-0005 東京都豊島区
南大塚 2-33-10
東京労働会館 5F
郵便振替口座
00140-9-157425
大学非常勤講師分会

本号の主な内容

- ◆ 年金記録履歴の確認をしよう(4面)
- ◆ 世界の非常勤講師問題—その4—(6面)

大学非常勤講師の厚生年金加入を求める署名活動を展開するにあたって

去る2007年7月18日、首都圏大学非常勤講師組合は、厚生年金加入を厚労省に働きかける署名運動を展開することを表明するため、厚労省内の記者クラブで記者会見を行いました。参加者は、当組合委員長、副委員長、書記長、執行委員2名の計5名、集まった報道陣は、赤旗、朝日新聞、北海道新聞、毎日新聞、読売新聞、NHKの6社でした。委員長から声明文を読み上げ、質疑を受けました。記者からは、首都圏大学非常勤講師組合の規模、署名運動の概要、署名の具体的な目標数、その後の段取り予定などが聞かれました。反響は結構あったように思います。やはり年金問題が全般的にクローズアップされている時期だからでしょうか。以下に声明文を載せます。

今回の参議院選挙では、公的年金の記録問題がクローズアップされていますが、公的年金の問題はずさんな記録管理だけにとどまりません。近年話題になっている、「格差社会」というキーワードにおいて、非正規雇用者が急速に拡大し、正社員を中心とした労働基準の事実上の崩壊状態が顕著になっている背景にも注目していただきたいと思います。その中で、「細切れ・掛け持ちパート」として特殊な

働き方を強いられてきた大学非常勤講師という立場から、大学非常勤講師だけでなく多くの掛け持ちパート労働者が、年金制度の解釈において、いかに政府の不合理的・一方的な判断で人間らしい生活を求める権利を奪われているかを訴えるため、記者会見をお願いいたしました。大学非常勤講師は、現在、パート労働者に適用される厚生年金の加入条件である週30時間(正規雇用者の4分の3)以上という条件により、厚生年金の被保険対象者から排除されています。大学非常勤講師は、事業所が複数にまたがる「細切れ・掛け持ちパート」のため、労働時間の合算が認められないとされ、厚生年金に加入できません。

社会保険庁は、かつての厚生省通知(厚生省社会保険庁年金保険部厚生年金課長以下、厚生労働省関係部局2課長名で、都道府県民生部主管部局保険課長宛に送付した通知)にいまだに固執し、「正社員の4分の3以上の就労条件がないと社会保険加入資格は無い」との立場で、窓口指導しています。

このため、「細切れ・掛け持ちパート」である大学非常勤講師は、給付金について厚生年金に加入できた場合と国民年金にとどまる場合とで比較して、週30時間

労働(15コマ担当)で、2233万円(組合調べ)もの生涯格差が生じます。私たちは、低賃金の上に老後にまで格差を持ち込まれています。複数事業所で働く者の労働時間の合算制度を確立することは、現在増えつつあるダブルワークの低賃金労働者にとっても緊急の課題です。

首都圏をはじめとする全国5つの大学非常勤講師組合は、この状況を打破しようと、全国的に厚生年金加入を求める署名運動を展開するとともに、社会保険庁に加入申請をおこなう予定でいます。

(1) 厚生年金とは何か

厚生年金保険法の第1条において、「この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行う給付に関して必要な事項を定めるものとする。」とあります。一般に、主として日本の民間企業の労働者が加入する年金制度であるとされます。大学非常勤講師の労働者性については、すでに2003年6月5日の参議院・文教科学委員会において、河村建夫・文部科学副大臣が神本議員への答弁として「非常勤講師についてはいわゆるパート労働法といいますか、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、この適用になっていくわけでございますから」とし、パート労働者であることを国会で認めています。また、大学は同法第6条に定める適用事業所であり、大学非常勤講師は同法12条に定める適用除外項目に該当せず、したがって厚生年金の対象とする被保険者と考えられます。しかも複数の事業所で働く被保険者に対しては、

24条によって合算の特例があり、「細切れ・掛け持ちパート」労働者であっても適用されることが法によって予定されています。

しかしながら、現在、大学非常勤講師は厚生年金に加入できません。根拠は、1980年6月6日付の厚生省保険局保険課長・社会保険庁医療保険部健康保険課長・同庁年金保険部厚生年金課長が都道府県民生主管部保険課課長宛に送付した〈通知〉とされます。この通知には、以下のような記述があります。

「…もとより、健康保険及び厚生年金保険が適用されるべきか否かは、健康保険法及び厚生年金保険法の趣旨から当該就労者が当該事業所と常用的使用関係にあるかどうかにより判断すべきものですが、…

その場合、1日又は1週の所定労働時間及び月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び労働日数のおおむね4分の3以上である就労者については、原則として健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うべきものであること。

上に該当する者以外の者であっても1の趣旨に従い、被保険者として取り扱うことが適当な場合があると考えられるので、その認定に当たっては、当該就労者の就労の形態等個々具体的事例に即して判断すべきものであること。」

社会保険庁のホームページ(社会保険委員：こんなときどうする? 平成19年4月 版

<http://www.sia.go.jp/sic/tebiki/>)によれば、以下のように説明されています。

「◆パートタイマーは被保険者となりま

すか？

パートタイマーの場合は、就労の形態や内容を総合的に考えて、常用的使用関係にあると認められれば被保険者となります。

常用的使用関係にあるかどうかの目安としては、①1日又は1週間の勤務時間と②1ヶ月の勤務日数が、それぞれ同様の業務に従事する正社員のおおむね4分の3以上ある場合は、被保険者とするのが妥当とされています。」

しかしながら、このような解釈が果たして妥当なののでしょうか。そもそも厚生省(当時)の通知は、パートタイマーの加入資格をどう判断したらいいかについて、このようにしたら間違いなさそうに思われますという程度のお知らせにすぎず、法律ではありません。ましてや「同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び労働日数のおおむね4分の3以上」などは、どの規定からも推測不可能です。したがってこの点についての厚生省の判断は、全く法的根拠のない恣意的な判断といえます。

(2) 国民年金と厚生年金の違い

厚生年金に加入できないとしても、国民年金に加入している以上、大きな問題はないのではないかとの疑問を持つ人もいるでしょう。しかし、国民年金の支給額と厚生年金の支給額では、現状を比較しても2倍以上の開きがあります。明らかに国民年金の支給額では、生活の基本

すら維持できません。なぜそのような格差があるのでしょうか。

それは、国民年金が、非労働者、すなわち自営業者・農業従事者・専業主婦のための年金だからです。国民年金の支給額の根底には、資産(あるいは他の扶養者)を持っている者に対する支給という視点があると言われます。つまり、最低限の保障はするが、不足の分は自らの資産で補えという論理です。対する厚生年金は、労働力以外に資産を持ち得ない者への支給という前提があるからこそ、支給額も国民年金より高額になっています。

このような論理に立てば、大学非常勤講師は明らかに労働者であり、労働力以外に資産を持ち得ない者としきれないようがありません。法の趣旨からみて、あきらかに厚生年金の被保険者となるべき対象です。法の下での平等という観点から、私たちは厚生年金の加入を認められるにも関わらず、政府の一方的な解釈で排除され、差別されています。

今まで「細切れ・掛け持ちパート」としていわば特殊な働き方であるがゆえに、厚生年金制度への加入問題についての論議も殆どありませんでしたが、このような格差社会において、私たちのような働き方は今後増えていくとしても減ることはありません。まさに社会の一般的問題になりつつあります。これを機会に、不当な待遇にあえぐ多くのパート労働者とともに、不合理な差別の解消を強く訴えたいと思います。(HM)

(8 ページから続く)

よって加入資格が狭められ、大学非常勤講師は私学共済から締め出されてしまったのだという。長く大学非常勤講師を務めておられる方は、斎藤氏の言うように年金記録履歴の確認する際に、この点もよく調べてみたほうがよさそうである。(行)

年金記録履歴の確認をしよう

— ずさんな基礎年金番号への統合作業

齋藤正美

宙に浮いた5千万件の年金問題で、厚生年金番号が基礎年金番号に統合されていなかったという内容の投書が、新聞にめだって載るようになった。そこで自分の年金の確認にいったところ、同じケースに入っていたことがわかり、あらためてことの重大性に気がついた。以下、ここに報告したい。

まず、年金記録の歴史を概観しよう(以下の整理は主として『朝日新聞』07年7月4日付による)。厚生年金は1942年発足し、手書きによる300万件の台帳作成からはじまり、54年までに3229万件の台帳がつくられた。途中、戦火を逃れるため、45年に台帳を都道府県に「疎開」させた。この結果、「原簿」の統一が崩れ、一人数枚の台帳がつくられるようになって統合問題が発生した。50年に厚生省が極めて憂慮すべき状態だと気づき、ようやく整理を始めた。しかし、手作業では戦後削減された職員数に対し作業量が多く、社会保険事務所の火災、水害で紛失した台帳もあっていきづまり、57年にパンチカードを導入し、このカードを台帳とした。当時、数千万のデータを処理する必要があり、機械を扱うことからくる1%のミスが発生が避けられなかった。たとえば、57年に記録内容の符号化の不備により厚生省の年金業務室から、出先の機関にもどされたのが、48万件あった(『朝日新聞』07年7月21日付)。そのしわ寄せは、54年以前に厚生年金を

脱退した1430万人のカード化の後回しとなってあらわれた(これは、マイクロフィルムにおさめられたままで、いまだに未処理である)。61年には国民年金制度が始まる。62年には社会保険庁が発足し、5千万を超えるパンチカードをコンピュータをつかって磁気テープに入力する作業を始めた。63年から年金番号による被保険者ごとの記録の統合作業を始めるが、生年月日の整合性がとれないデータが、年1回から2回の突き合わせごとに数十万件発生した。79年に年金番号だけの管理から、カナ文字の管理もできるようになった。統合されていない記録にたいし、「漢字カナ変換辞書」が開発されこれに基づいたが、漢字の読み方が正しく変換・入力された保証はない。82年からはカナ氏名で検索でき、84年に名前と生年月日で検索できるようになった。86年には全国オンライン化が始まった。国民年金のオンライン化の始まりは、84年からである。このオンライン化の入力では、バイト学生の大量の動員でこなしたため、漢字が読めないことによる誤変換などの初歩的なミスが発生した。また性別の違いや前回の記録との不整合などによる事故扱い記録が放置された(同、6月16日付)。

このうえにたって、社会保険庁は97年に、国民年金、厚生年金に加入している人に基礎年金番号を割り当てることにし、同時にそれまでの「宙に浮いた記録」を基礎年金番号をもつ人の記録と照合し、

これに統合する作業をすすめたのである。始めた当時、1億件の基礎年金番号にたいし、年金記録の総数は3億件、したがって2億件が宙に浮いていた勘定になる(同、6月23日付)。97年から現在まで、①「宙に浮いた記録」の氏名、性別、生年月日の3情報を保険料納付者の記録と「照合し」、②一致した記録を抽出し、納付者ごとに記録を「名寄せ」、③複数の記録があることを本人に知らせ基礎年金番号に「統合」するように呼びかける、という方法ですすめても、10年間で1億5千万件、927万人分の記録を統合できただけで、残りが5059万件となったというのが実態である。最近の統合速度は10ヶ月で、146万件に落ちている(同、6月22日付)。ただし、複数の年金番号を統合するための加入者からの申告のうち、55歳以上の分は放置されていた。つまり申告しても無視されたのである。本人が「数年後、年金を受け始めるときに調べる」であろうというのが理由であった(同、6月29日付)。5千万件の年齢別分布では、55～59歳の年齢層が最高で778万4千件を占めている。60歳以上の年金受給年齢にたっしていて、不利益をこうむっている分は2880万件ある。生年月日の不明のケースが30万件、東京都内では、コンピュータ上にないケースの2割が、社会保険庁や、市町村が保管する手書きの台帳にあったという(同、6月13日付)。社会保険庁のコンピュータにある1億人の内訳は、加入者7千万人、受給権者3千万人である。

さて、小生の経験に移ろう。転職のたびに、あるいは結婚で違う年金に入りなおすと、年金番号がそのたびに異なっていたので、97年に社会保険庁は、社会保

険に入っている人にたいし、基礎年金番号を発行し各人に1つ割り当て、これに統合しようとした。小生は、かつて会社勤めの経験があり、したがって厚生年金にはいつていたことがあるので、宙に浮いている可能性が高い。

そこで、2007年6月20日、近くの社会保険事務所で、1時間まって基礎年金番号に統合されているかの確認申請の手続きをした。職員は、基礎年金番号を端末に打ち込み、出てきた紙にさーっと目を通すと、「とぎれなく入っています」と言いながら、紙をわたしてくれた。ほっとするのもつかの間、これを見て驚いた。厚生年金部分がまったく抜けている。あわてて年金手帳を出しながら、厚生年金にはいつていたことを示すと、表情ひとつ変えずに、キーをたたきはじめ紙を出力し、「基礎年金番号へ登録済」という赤いゴム印を年金手帳に押したので、「新聞で問題になっている5千万分の1のケースにはいつていたのですね」と質すと、そうだという返事。社会保険事務所の手落ちであるにもかかわらず、謝ろうというそぶりなど何もない。語調があらくなるのをおさえながら、「どうしてこんなことになるのですか」と言うと、「基礎年金番号をだしたときに付いていた書類のところに書いてあったんです」と抑揚のない、しかし、あきらかにおまえが読まないから悪いと言わんばかりの答えが返ってきた。5千万分の1にはいつていたときの返事といい、理由の説明といい、とっさに頭に浮かんだのはノーメンクラート＝「能面」クラークであった。そんな昔の書類がどうだといわれても反論できない……。家で探すとその書類があった。あったということは、重要だと判断して

いたことになる。その書類とは、「基礎年金番号に関する問いと答え」である。問いは9問あり、それぞれ答えがついている。主要な問いをみてみよう。

問3 基礎年金番号になることで年金に関する手続きや将来の年金額などが変わるのですか。

答え「平成9年1月から、国民年金や厚生年金保険に関する手続きをするときは、この基礎年金番号を使っていただくこととなります。また、基礎年金番号になることで将来の年金額などには、何ら影響はありません。」

問5 このお知らせが来たことによりなにか手続きが必要ですか。

答え「手続きの必要はありません。ただし、現在加入している年金制度以外の公的年金制度に加入したことがある方、または年金手帳を二つ以上もらったことのある方は、『基礎年金番号のお知らせ』の3ページの『ご照会』をお読みいただき、はがきに記入のうえポストに投函してください。」

基礎年金番号のお知らせについていた

はがきは切りとられていた。今となつては、このはがきに何を書いたかはわからないが、答えにしたがって送ったことは確かである。申告主義をとっている社会保険庁の職員は統合の手続きをしなかったのであろう。結局、社会保険庁の職員は、基礎年金番号だけ発行しただけで、統合作業をしなかった。「回答」だけださせておいて、なにもせず、直接社会保険事務所に申告した人だけに対応した、それも55歳未満にかぎって。では、平成8年の12月ごろ送られてきたこの「問いと答え」はなんだったのか。要するに、基礎年金番号だけだしてやった、統合してもらいたければ出向いてこい、問題があればお前が立証しろというわけだ。

社会保険庁のデータ変換ミス、入力ミス、入力漏れ、原簿廃棄(同、6月13日、23日付)、申告主義、安易なバイト学生依存主義、職務怠慢は目にあまる。すべての人が、年金の種別や、97年以前の年金番号が単数複数かを問わず、社会保険事務所に足を運んで、自分の記録履歴を確認することを強く呼びかけたい。

世界の大学非常勤講師問題—その4—

ドイツの大学私講師の実情

～“教授の星”は“乞食講師”～

ドイツの週刊誌『デア・シュピーゲル』の2007年15号に「教授の俸給のかわりに失業手当」と題してドイツの大学の私講師(Privatdozent)の窮状を伝える記事が掲載された。私講師とは大学教授資格取得(Habilitation)後に正規のポストについてない大学教員を指す。

記事によると、52歳のスペイン文学研

究者はポツダム大学哲学部の学生たちによって2006年の“Profstar”(教授の星)に選ばれた程の人気教師であるが、実は教授ではなく、失業者である。大学にオフィスを持たず、2006年の冬学期の4コマの授業は全くの無報酬であったという。彼は2000年にライプツィヒで大学教授資格を取得してから、任期つきでない職

を求め続けているのだが、これまでのところ無駄に終わっている。教員資格を維持するためには週1コマだけ授業をすればいいのだが、彼はどうしても働きたいのだという意思を示すために可能な限りたくさん教えているのだという。今学期(2007年夏)はようやく二つの有給の職を得ている。ポツダム大学で助手の代理を務め、パダーボルンでゼミナールを一つ受け持っている。以前ライプツィヒとボンで5年間教授の職を務めたが、いずれも有期であった。また数ヶ月後には失業手当を受給する身分になってしまう。そうなればベルリンの現在の汗牛充棟の住居からは出なければならない。本をどこに持って行けばいいか、頭が痛い。勤め口さえあればグリーンランドでも飛んで行くのですがとしみじみ語る。

同記事によればドイツの大学では年間2000人が教授資格を得るが、定年退職する教授は1400人に留まる。そしてすべてのポストが新人で埋められるわけではない。1500の教授のポストが1995年以来節減されている。常勤職につけない者は、非常勤の教職で食いつながねばならない。ベルリンの三つの大きな大学だけで700人以上の私講師がいるという。

給与はどうであろうか。ハンブルク大の44歳のドイツ文学講師の例では、ゼミナールの報酬が1授業時間あたり40ユーロ、半期で税込み1000ユーロ未満だという。1ユーロを150円とすれば、1ヶ月分のコマ単価は約2万5千円になる。日本の非常勤講師給の水準を少し下回るくらいか。ちなみに彼は教授職の応募で50連敗中だとのこと。ミュンスターでの教授の任期が満了してからは”季節労働者”のような働き方をしている。去年は

オルデンプルク、今年は週一回ハンブルク、残りはゲッティンゲンというふうに。だが、時間40ユーロももらっているなんて恵まれていますね、と同誌17号の読者の投書はいう。ミュンヘンの単科大学では1時間の講義が22から29ユーロに過ぎず、最高額の29ユーロも40人以上の受験者(聴講者ではなく)がいた場合に限られるが、そのケースは滅多にないという。この金額は税引き前のもの(ドイツの所得税率は最低15%)で、当然のごとく授業の準備と試験の実施・採点への報酬が含まれている。時給22ユーロから推定される1コマあたりの月額額は1万4千円弱。日本の標準の半分にしかならない。しかしそれでも上記の”教授の星”の完全無給よりは遥かにマシなわけである。記事中の別の講師は自らの境遇を卑下して”乞食講師”と呼ぶが、むべなるかなである。

悲惨なのは文系の講師だけではない。同記事が紹介するミュンスター大学の44歳の物理学者は、2006年にはNASAのスターダスト・ミッションで採取された彗星の粒子を分析していたが、現在は失業中である。彼の大学には全ドイツで唯一の惑星学の講座がある。彼がミュンスターから離れてしまうと、だれも仕事を引き継ぐ者がなく、数百万ユーロもする観測機器が使われずに放置されることになるという。気は進まないが、アメリカへ渡るほかないかもしれないと悩む。

任期のない正教授になるのが非常に難しいドイツだが、このことは国外への頭脳流出(とくに若手の)にもつながるので、対策が望まれていた。2002年には大学制度改革の一環として、従来の教授資格なしで就任できる”ジュニア教授”職

(Juniorprofesur)なる珍妙な名称のポストが新設された。これによって若手研究者は従来より早く職につけるようにはなつたはずだが、多くの若手はこの新奇なポストは当てにならないと考えていると同記事はいう。2005年にはドイツ全土のジュニア教授の人数は617であったが、これは当初の2010年までの目標値である6000人の10分の1に過ぎないとのこと。連邦教育研究省(BMBF)はウェブサイトでジュニア教授職の導入の成功を自賛しているが、同時に発表している現在のジュニア教授の人数は786人である。実はこのジュニア教授職とは、ドイツでは教育は州の管轄であるにもかかわらず、連邦が独断的に創設したため州の反発を喰らい、2004年に一旦は違憲判決も出たいわくつきのポストである。これと同じような制度は以前もドイツにあった。

1969年以降の大学改革で助教授職(Assistenzprofessur)が新設されたが、76年には廃止された。

また同誌によると学術協議会(Wissenschaftsrat)は新たに”教育教授”職(Lehrprofessur)なるものの創設を提案している。持ちコマ数の上限が明確に引き上げられ、学士(Bachelor)課程の新設と学生数の増加に対応するのだという。ちなみに従来ドイツの大学には修士相当以上の学位しか存在せず、大学入学後3から4年で修了できる課程は存在しなかった。(小S)

参照記事

JULIA KOCH: Hartz IV statt C4. In: DER SPIEGEL 15/2007 S. 160-161.

JOHANN REITER: Brief In: DER SPIEGEL 17/2007 S. 14.

厚生年金加入を求める署名にご協力をお願いします

首都圏大学非常勤講師組合は他の4組合と協力して署名活動を開始しました。私たちは今国会の会期中にこの問題をめぐって厚労省に陳情を行う予定ですが、この陳情にあわせて署名の第1回集約を行いたいと思います。その後も署名の追加は可能ですので、続けて署名集めにご協力ください。

なお、前回お配りした署名用紙は参議院議長の名前の字と英単語のつづりに誤りがありました。記してお詫び申し上げます。ただし、これは署名の効力には関係ありませんので、まだご返送いただいていない方は至急本部までご返送ください。国会での流動的な事態に備えて、今後、署名用紙の宛先は衆参両議院議長とする予定です。

署名にご協力いただく方は年齢や国籍を問いません。どなたでも結構です。ご家族やお知り合いなど、できるだけ多くの方の署名を集めてください。

【編集後記】

7月に当組合が署名用紙と一緒に配付したチラシにはこうある。「私学共済の方がもっと有利なのですが、私学共済に入っていない大学もあるので、とりあえず、働く者の権利である厚生年金制度に加入を要求していきましょう」。ところが最近驚くべきことを耳にした。以前は大学非常勤講師も私学共済に加入していた場合があり、実際に65歳以上の(元)大学非常勤講師で私学共済から年金を受給している場合があるというのである。ところがところが、ここでも1980年に「内簡」が通知されることに

(3 ページに続く)